修習専念資金交付日一覧 第75期司法修習生

	貸与単位期間(※1)	修習専念資金 交付日(※2)
第1回	令和3年11月12日~12月11日	令和3年11月25日
第2回	12月12日~令和4年1月11日	12月27日
第3回	1月12日~2月11日	令和4年1月25日
第4回	2月12日~3月11日	2月25日
第5回	3月12日~4月11日	3月25日
第6回	4月12日~5月11日	4月25日
第7回	5月12日~6月11日	5月25日
第8回	6月12日~7月11日	6月27日
第9回	7月12日~8月11日	7月25日
第10回	8月12日~9月11日	8月25日
第11回	9月12日~10月11日	9月26日
第12回	10月12日~11月11日	10月25日
第13回	11月12日~12月7日	11月25日

% 1

貸与単位期間とは、通常修習期間をその開始の日又は各月においてその日に 応当する通常修習期間内の日(その日に応当する日がない月においては、その 月の末日)から各翌月の通常修習期間の開始の日に応当する日(その日に応当す る日がない月においては、その月の末日)の前日(当該前日が通常修習期間内に ないときは、通常修習期間の末日)までの各期間に区分した場合における当該 区分による一の期間をいいます(新規則第2条第1項)。

※ 2

修習専念資金交付日とは、新規則第2条第2項の「最高裁判所が定める日」です。

新規則及び新要綱に定める方法の外,最高裁判所から特段の通知のない限り,貸与決定又は修習専念資金の額の変更決定に基づき定められた額が,最高裁判所から,毎回,支出官等の決定を経て,原則として,修習専念資金交付日に貸与申請時に指定した口座に振り込まれます。

ただし、金融機関によっては、入金に要する日が異なる場合があります。